

○島根県交通安全活動推進センターに対する道路使用許可に関する調査業務委託実施要領の制定について

(昭和63年3月5日島交企第153号県警察本部長例規通達)

本県においても昭和63年4月1日から道路交通法第77条第1項の規定による許可（以下「道路使用許可」という。）に関し、島根県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）に道路又は交通の状況について調査を委託することとしたが、業務委託に当たっては、別添「島根県交通安全活動推進センターに対する道路使用許可に関する調査業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）によるほか、次の点に留意し、道路使用許可の適正を期されたい。

記

1 道路使用許可申請書の受理

委託地域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）は、委託業務に係る道路使用許可申請書（以下「申請書」という。）の受理に際しては、当該申請者に対して申請書3通を提出するよう指導し、そのうち1通は推進センターへの委託用として使用するものとする。

2 業務の委託要領及び調査要領等

(1) 委託要領等

ア 委託業務の内容は、道路交通法第77条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可案件で、実施要領第2の1に定める道路使用許可の判断要素（許可前）、道路使用許可事項及び条件の履行状況（許可期間中）、道路使用許可行為終了後の原状回復状況（許可期間終了後）の調査及び確認の業務とし、所轄警察署長が推進センターに対し委託するときの基準は、実施要領第4に定めるところによること。

イ 所轄警察署長は、推進センターに対し業務を委託するときは、実施要領第5に定める現地調査指定書に調査日及び調査の回数を指定し、申請書の写しを添えて行うものとする。現地調査指定書の発送番号は、委託業務管理簿の委託番号と一致すること。

ウ 所轄警察署長は、委託業務の適正な管理を行うため、実施要領第8の1に定める委託管理簿を備え、その措置を明らかにするとともに毎月の委託業務取扱状況を実施要領第6の2に定める所定の様式により、翌月の5日までに報告すること。

エ 調査結果の総合判断が不良のものについては、所轄警察署長は、警察官を現地に派遣するなどして所要の措置を講ずること。

(2) 調査要領等

ア 所轄警察署長から委託を受けた推進センターは、実施要領第3により調査及び確認を実施するものとする。

イ 調査業務に従事する推進センター職員は、原則として現地調査指定書に指定された調査日に必要な調査、確認を行うものとし、調査確認後速やかに実施要領第6に定める所定の様式により所轄警察署長に結果を報告するものとする。

ウ 推進センターは、実施要領第8の2に定める現地調査指定書受理（処理）簿を備

え、現地調査指定書を受理した都度、必要事項を記入し、処理の経過を明らかにするものとする。

エ 前記(2)イによる報告書の発送番号は、現地調査指定書受理（処理）簿の受理番号と一致するものとする。

3 その他の留意事項

所轄警察署長は、調査業務に従事する推進センターの職員に対し、必要な指導教養を実施し、道路使用許可業務に関し遺漏のないように努めること。

別添

島根県交通安全活動推進センターに対する道路使用許可に関する調査
業務委託実施要領

第1 趣旨

この要領は道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第108条の31第1項の規定により、島根県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）として指定されている財団法人島根県交通安全協会（昭和46年12月22日に財団法人島根県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）が締結した法第77条第1項の規定による許可（以下「道路使用許可」という。）に関する調査業務委託契約により、当該業務の指定を行う警察署長（以下「署長」という。）及び推進センターが実施する業務について必要な事項を定めるものとする。

第2 委託業務の範囲

1 委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路使用許可の判断要素の調査及び確認
- (2) 道路使用許可事項及び条件の履行状況の調査及び確認
- (3) 道路使用許可行為終了後の原状回復状況の調査及び確認

2 調査地域は、松江、出雲、浜田及び益田警察署の管轄区域とする。ただし、署長が許可するもので、道路使用許可の範囲がこの地域外にも及び場合はその地域を含むものとする。

3 委託業務の対象は、法第77条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に係る許可案件で、署長が指定したものとする。

第3 調査事項

署長の指定を受けた推進センターは、現地に調査員を派遣し、必要により現場の責任者又はこれに代わる者の立会を求めて、次に掲げる事項につき調査及び確認を行わなければならない。

1 道路使用許可の判断要素

- (1) 当該許可申請の場所又は区間及びその周辺の道路及び交通状況
- (2) 同時期における近隣の道路使用予定
- (3) 迂回道路の状況
- (4) 当該許可申請の場所又は区間における道路標識、道路標示及び交通信号機の現状
- (5) その他必要事項

2 道路使用許可事項及び条件の履行状況

- (1) 当該許可の場所又は区間の遵守状況（道路使用範囲）
- (2) 当該許可に係る期間及び時間の遵守状況
- (3) 歩行者又は車両を安全かつ円滑に誘導するための措置状況
- (4) 路面の覆工、埋め戻し及び清掃状況
- (5) 現場の責任体制
- (6) 当該許可に係る使用方法及び形態
- (7) その他必要事項

3 道路使用許可行為終了後の原状回復状況

- (1) 路面の回復状況
- (2) 道路標識、道路標示及び交通信号機の回復状況
- (3) 資器材の撤去状況
- (4) その他交通上の危険の回復状況

第4 指定の基準

署長が指定を必要と認めるに当たっての判断基準等は、別表に定めるとおりとする。

第5 業務の実施

- 1 署長は、現地調査指定書（様式第1号）に必要書類を添付し、推進センターに指示するものとする。
- 2 道路使用の範囲が二以上の警察署の管轄にわたるときは、当該許可事務を取り扱う署長が一括して指定するものとする。

第6 報告

- 1 推進センターは第3の規定による調査及び確認を行った場合は、その結果を道路使用許可の判断要素調査結果報告書（様式第2号）、道路使用許可事項及び条件の履行状況調査結果報告書（様式第3号）、道路使用許可行為終了後の原状回復状況調査結果報告書（様式第4号）により署長に報告するものとする。
- 2 署長は、毎月の取扱い状況を委託業務状況報告書（様式第5号）により、翌月5日までに報告するものとする。

第7 署長の措置

署長は、推進センターからの報告内容を参考にし、許可、不許可の判断並びに道路使用に関して責任を有する者に対するの指導、警告及び是正措置の命令又は検挙等必要な処分を行うものとする。

第8 業務の管理

- 1 署長は委託業務管理簿（様式第6号）を備え、業務の適正な管理を行わなければならない。
- 2 推進センターは現地調査指定書受理（処理）簿（様式第7号）を備え、必要事項を記載し、処理の経過を明らかにしておくものとする。

第9 留意事項

- 1 委託業務を行うに当たっては、署長と推進センターは連絡を密にし、迅速適正な事務処理に努めなければならない。
- 2 署長は委託業務に従事する推進センターの職員に対し、必要な指導教養を行わなければならない。

3 調査員は、委託業務を誠実に実施するほか、道路の使用に関して認知した事項は、署長に通報するよう勤めなければならない。

様式 〔略〕

別表

基準 内容	委託を必要と認めるに当たっての判断基準	調査指定日、調査回数
許可の判断要素	申請の場所又は区間が市街地又は幹線道路で許可の可否及び許可条件を付すに当たって、現場の道路又は交通の状況の実態把握が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理又は事前協議があった直後に調査委託すること。
許可事項及び条件の履行状況	許可期間がおおむね5日以上であり、道路使用の場所又は区間が市街地又は幹線道路で、許可事項及び条件の履行状況の調査を必要と認めるもの。ただし、次のものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・作業帯が小規模で交通への影響の少ないもの ・実際の工事作業が短時間で終わる小規模なもの ・その他特に必要がないと認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証交付後5日以内に第1回目の調査を委託し、第2回目以後の調査は許可期間が2週間を超えるごとに調査委託すること。 ・是正措置を命じたものは、措置完了後直ちに再調査委託すること。
原状回復状況	方法又は形態が次のものに該当し、事案の性質からして原状回復状況の調査を必要と認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・道路の掘削を伴うもの ・交通安全施設に影響を及ぼすもの ・その他特に必要があると認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後直ちに調査委託 ・是正措置を命じたものは、措置完了後直ちに再調査委託すること。